

第5回府中市保育検討協議会 議事録

▽日 時 平成24年12月13日(木) 午後6時30分から8時30分

▽会 場 府中市役所北庁舎3階第3会議室

▽出席者 委員側 汐見会長、木村副会長、米本委員、伊藤委員、田中委員、平田委員、
佐久間委員、野坂委員、田口委員、武井委員、安藤委員

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中保育課長、小森保育課長補佐、英児童青少年課長、佐伯児童青少年課長補佐、中村学務保健課長、高屋南保育所長、糸井北保育所長、山本東保育所長、監物西保育所長、中平北山保育所長、内藤住吉保育所長、水嶋朝日保育所長、柴田小柳保育所長、中村八幡保育所長、松丸本町保育所長、菊池三本木保育所長、熊谷西府保育所長、島崎美好保育所長、月岡地域子育て支援担当主査、河邊保育課管理係長
(株)生活構造研究所

(開会)

会長

始めさせていただきますと思います。

今日は第5回の検討協議会です。本日の出席状況を確認したいと思います。

事務局

本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただき誠に有り難うございます。本日の出席状況でございますが、委員定数11名、皆さまがご出席ということで過半数を越えておりますので、本協議会は有効に成立することをご報告いたします。

次に本日の傍聴希望についてですが、6名の応募がございました。前回協議会で会長のほうからお話がありましたように、すでに傍聴者の入場を許可しておりますのでご承知おきください。

会長

それでは、本日の配布資料について最初にご説明をお願いします。

事務局

(※資料確認)

会長

はい。有り難うございました。資料は大丈夫でしょうか。

では、これから本日の議題に入りたいと思います。次第1が、前回の確認事項ということですね。

(次第1 前回確認事項)

事務局

まずはじめに府中市保育所父母会連合会さんのほうから、保護者意見として資料提供がございました。当日配布資料4です。補足説明もあるということですので、お願いしたいと思います。

委員

12月8日に父母会連合会の委員会を行いまして、そのときに前回の課題として2点ありました、「公私の役割分担とは」とは、それから「地域の子育て支援のあり方とは」というところを、公立の保育所の代表、加盟している16園の保育所の代表の方々と保護者なりに考えて議論をしてみました。

公私の役割分担とは、もしくは公立の役割というのはどんなことかなということで話し合った結果なのですが、まず1点目として、昨年の災害時、市役所と内線電話が公立の保育所はつながっているということで、素早く確認が取れたというお話を聞きました。もちろん私立さんや認証さん、他の保育施設も、早急に連絡をして、連絡が取れて、安全確認ができたということなのですが、公立の保育所に内線電話がつながっているということをそこで初めて聞きまして、それは今後、地域支援でさらに公立保育所というのが重点的な場所になるのであれば、多くの人が使われる市の直営施設が各地域にあるということで、セーフティネットの役割をまたその再構築、再強化できるのではないかと、ひとつ役割があるのではないかと意見が出ました。

2点目として、府中市の保育の基準を示すのが公立の役割ではないかということで、府中市ではこれを大事にして子育てをしているよとか、府中市の保育というのはこういうところだよというのを、公立が率先して示して、私立さんはそれでいろいろ個性があって、いろんなどころを選べるというところで、まずひとつの基準を示すというのが公立には必要なのではないかという意見がありました。

もう一点、前回の役割分担という話の中で、公立には福祉的な面、それから私立はサービスなど、それぞれの方向の特色をつけていくのがいいのではないかと議論になったのですが、その報告に対して、両面のほうに特化しすぎてしまうと、公立は、逆に何か事情がある人がいくところといった印象になってしまわないかという心配がありました。

例えば、前回お話にありました障害児や気になる子の受け入れというところも、公立だけが特化して、私立で受け入れが現状維持になってしまいますと、その障害があったり、気になる子たちが選ぶ保育所を限定されてしまうということにつながるのではないかと、福祉的な面というのがその公私とも拡充していく必要があるのではないかと意見が出ました。

それから、これはちょっとだいぶ前の振り返りになってしまうのですが、多様な保育サービスが求められているというところで、その必要性が議論されていますが、これを安易に拡大してよいものかというところで、例えば、22時までの延長保育ですとか、もしくは休日保育ということになりますと、この制度があることで保護者の就労時間が長くなって、子どもからすると負担がかかってしまい、よくないのではないかと意見がありました。

子どもの育ちを守るために過剰な利用を制限するなど、もしそのサービスを拡充するという議論をするのであれば、利用制限というところについても同時に議論を行うべきではないかということでした。

次に、地域の子育て支援のあり方とはという課題に対して、ここに挙がっています6点は、本部役員もしくは運営委員さんに聞き取り調査というか、直接その場でいろいろ話を聞きまして挙がってきたようなことです。

やはり多くの声があったのは、決まった場所に人がいて、相談できる人がいるということが、非常に子育てが不慣れなお母さんたちの支えになるという意見がとても多かったです。ちなみに横浜には子育てコンシェルジュというシステムがあるということのを他の委員さんから聞きまして、もしよろしければ、あとでお話を聞かせていただければと思います。

裏にいきまして、地域の子育て支援とはいう、あり方を探る上で、私は保護の代表といっても公立保育所に通う、主に保護者の代表という立場なので、在宅の、残り7割のお母さんたちをちょっと代弁してこの場に立つのはなかなか難しいと思いますので、実際に在宅で子どもをみている保護者や、子育てサークルを運営しているような関係者の方なんかには直接、生の声を聞くような機会をつくれないのかなという提案がありました。

千葉県の船橋市では、保育のあり方検討協議会、同じような場の、車座ミーティングという、市民の人に呼びかけて、各文化センター、6カ所ぐらいで、こういうことを行ったという例があるそうなので、そういうことを府中市でもやって、積極的に生の声を取り入れるということではできないのかなという意見です。

それから、今、現在、待機児の保護者の方や、認証園の保護者の声も聞いてほしいということで、これは市のアンケート、今回、第2回資料でした、アンケートのほうは、認可園のみが対象でしたので、在宅の保護者はなかなか今の現状、特にこの検討協議会で保育行政が見直されているということはほとんど知られておりません。各、何か月健診とかという機会や、もしくは文化センターのほう、チラシを置いておける場所があるそうなので、そういうところに、今こういう保育行政を見直していますということですか、ポスターで呼びかけるなどして情報を開示するのが市の務めではないかなという意見が出ました。

会長

前回のテーマをさらに補足してご意見いただいたというかたちになりますので、これからまとめをつくっていかねばいけないそのときに活用させていただくというかたちでよろしいですか。

今日の議論に移さないといけないものですから、これについての議論は控えさせていただきますが、反映させていただきたいと思うのですが。

さっき申し上げませんでしたけども、前回の議論についてお読みいただいて、ご意見がもしございましたら、1週間、時間を空きますので、修正等の意見をお寄せいただければと思います。その後、議事録、そして資料を、情報公開室と、中央図書館、そしてホームページで公開させていただくということになります。それでは、引き続きお願いします。

事務局

それでは引き続き前回の振り返りといたしまして、前回の第4回資料1としてまとめさ

せていただいた、「1、子育て家庭をとりまく現状」、「2、これまでの取り組み」、「3、取り組みを進めるなかでの課題」、「4、市の今後の方向性」について、前回活発なご議論をいただきまして誠に有り難うございました。各委員さんから様々なご意見を頂戴いたしまして、市立保育所と私立保育園等の役割分担や地域における子育て支援についての、所掌事項の2項目については、整理が出来たのではないかというふうに考えております。

ただ、議事録を読み返してみますと、「市立保育所の意義や役割」、「そもそものミッションは何か」、「また地域における子育て支援をもう一步水準を上げる等」、今度の市立保育所の軸となる意見ですとか、キーワードが上がっていたというふうに捉えております。これらを中心にもう少し議論を深めていただければ、府中市の保育の体制がもう少し鮮明に出てくるのではないかというふうに考えておりますので、ぜひもう少し前回の振り返りといったしまして、掘り下げてまたご議論いただければと思います。

会長

有り難うございました。ご意見、ございますでしょうか。

副会長

簡単に先ほどご質問いただきました横浜市の「保育コンシェルジュ」についてご説明いたします。「保育コンシェルジュ」とは、保育等を希望する保護者のみなさんの相談に応じ、個別のニーズや状況に最も合った保育資源や保育サービスの情報提供を行う保育専門相談員です。平成23年度より取り組みが開始され、横浜市全18区に、各1人ずつ配置されています。保護者の皆さんが相談なされたい内容というものは、10人いれば10の内容がありますよね。コンシェルジュのみなさんは、訪れた方々のお話にそって、ある方には、なるべく早くどこかの保育園に入れるように、ある方には、幼稚園の預かり保育を紹介、また、相談内容によっては関係諸機関につなげるなど、もっともご希望に添うような先をていねいに紹介していきます。“あらゆる側面から子育て中の方々を応援する”取り組みと言えるでしょう。

さて、本題に戻りますが、今、事務局の方が発言なさっていたような、府中市立保育所の意義や役割、そもそもの公立保育所のミッションといった点について、現場保育士の方々はどのように考えていらっしゃるのか、それをうかがえますでしょうか。

事務局

市立保育所が開所しまして約50年経っております。今、現在も15所の保育所を運営しておりますが、4月に私どもが市立保育所の管理運営について一部民間活力の導入を決定いたしました。その中で当然、現場のほうには不安ですとか、動揺があるのは事実なんですけども、前向きに府中市の子どものために変わろうとしているということも現場の保育士は言っております。

その中で、5月から15カ所の所長と、それから子育て支援担当主査の16名をメンバーに、府中市の保育、それから保育の質、子育て家庭に対する地域支援などを議論する会を設けまして、各保育所の保育士等、意見、考えを取りまとめさせていただいております。せっかくの機会ですので、ぜひ次回の保育検討協議会のところで資料としてお出しさせて

いただければと思いますので、本日、思いの部分になりますが、次回きちんと資料として公立のミッション、公立保育所の意義・役割、現場が考える保育所のあり方、その辺をお示しさせていただければと思っております。

会長

前回の議論の整理ということをめぐる、何かございますか。

委員

確か前回は私、ひと言もしゃべらなかつたのですけれども、今の委員さんのお話のような資料や、市がどういうふうに思っているかとか、そういうものが何も提供なくて、なんか検討しろというふうな感じで突然いわれて何もしゃべれなかつたのですね。だからもう少し自分たちはこうしたいのだけども、それにプラスアルファ、どうしようかとか、そういう意見を先に言ってもらって協議をしないと、説明を聞いて、会長がお一人で、こんな方針をしたらいいとか、そういう話になってしまったと思うのですね。

それでこの前全然話さなかつたので、ここに来るまで一生懸命考えてみました。それで、やはり子育てというのは、確かに老人ホームと一緒にとかというのですけども、やはり市立だから小学校もあるし、幼稚園もあるし、中学校もあるし、高校もあるし、府中市の子育てはやはりみんなで育てるという場所だと思うので、市立はそういう場を、少子化なのですから、弟もいないとか、そういう、妹もいないとか、そういうお子さんが多くなると思うので、ああ、子どもというのはこんなふうに育てているのだな、こんな遊びをするのだなとか、そういう場を提供する場を積極的につくってもらったらいいのではないかなという、そんなふうに考えました。

やはり子育てはみんなで育てる、親であってもなくても、近所のおばさん、そんななんか関わりのあるね、そういう施設にしてもらったらいいのではないかと思いました。そういうイベントもたくさんやって、例えば、保育士さんになりたい子も出てくるかもしれないし、そういうふうな関わりを持ってもらったらいいのではないかと考えています。

会長

今おっしゃられたように、前回、公私の役割分担というのをどう認識すればいいかということがテーマだったのですが、あまりに議論の手掛かりが少なかったものですから、何をどう発言していいかわからないという方も多かったような感じがしますね。それを最大限、ミッションとして、やるしかないのではないかと。

また議論の中にも出てくると思いますので、その都度、ご意見を出していただきたいと思いますが、今日も出ていましたけども、やはりこの府中市の一定の、この水準の保育をするのだというモデルをやはり公立は示すべきではないかと。それから、もっとこういう保育をやってみたい、ああいうことをやってみたい、やってみたいというようなことをやろうとしても、公立は、1園だけがそうするというのはなかなかできませんよね。全体からきちんとやっていかなければいけない。そういう点ではちょっと小回りが利きにくいところがありますね。けども、そういう点では私立のほうが、小回りが利きやすいというのはありますから、それを活かした役割というのと、公立は、安心なのだという、そ

の公的なところと、どうバランスを取るかというのが大事ですね。その辺りで、これからまたいろいろ議論が出てくると思いますので、次回はそうやって、公立の先生方がどういふふうに今自覚しているかという資料をいただきたいと思います。

では、次に議題を進めたいと思います。最初は、市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインおよび導入手法について、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

(※ 資料1「市立保育所の民間活力導入におけるガイドライン(案)1式」、資料2「市立保育所への民間活力導入方法(イメージフロー図)」説明)

会長

長い文章ですし、一個一個が、理解されないといけない内容ですので、まずその資料1、そして2ですね、民間活力導入の際のガイドライン、最低この線に沿ってやらなければいけないという、市が決めたものですが、目を通していただいて、ご意見・ご感想を、これはどういうことかというようなことをどんどん出してくださいませんでしょうか。あまりわかっているつもりでいると、えっ、そうだったのかということになりますので。

委員

ガイドラインの内容というところの前でちょっとひとつお聞きしたいのですが、私の理解力が足りないせいでしたら申し訳ないのですけれども、市が設置する保育所の管理運営の効率化ということに関しては、民間活力、民間移行以外にも、例えば、他の自治体とかでは、一部業務のみの民営化ですとか、あとは、保育部門は独立行政法人化するとかといった手段が提案されたりとか、議論されているのをちょっとちらちら見かけたのですけれども、そういった議論がここでなく、もうガイドラインの内容に入ってしまうというのはちょっとよく理解できないところなのですが、それについてはいかがでしょうか。

事務局

1回目のときにも少しご説明を差し上げましたが、府中市としては4月の段階で、今までの府中市行財政推進プランの内容に基づく検討の結果、市立保育所については民営化をしていくというのが決定事項となっております。

これは手法としてそういう手法を取ることとして、子育て支援全体の充実のためにそういう手法を取ることが4月の時点で決定しております。その手法を使う中で、ただいま申し上げたような、子育て支援全体を充実をしていくための方策を協議会のほうに所掌事項を定めてご議論をお願いしているということで、趣旨をご理解いただければと思います。

会長

はい、ではお願いします。

委員

まだよくわからないのですが、子ども・子育て三法案というのがありました。25年に施行されて、27年か、28年に本格実施されるということと、その子ども・子育て会議というのは市町村に設置義務、義務ではなく、努力義務があるというようなお話があつて、こういうところから幼稚園・保育園の担当課も統一する方向にいくのではないかなんていう話もあつて、そういう話がある中で、2ページ目の運営事業者というのを、「東京都内で良好な認可保育所の運営実績がある「社会福祉法人」と限定するのはどうなのでしょうということがあるのですね。

私が幼稚園をやっている、こういうことをしたいというようなことではないのですが、実際に、こども園構想で、こども園になると、ここの部分も当然できるわけですね。そういうものを考えると、民営の対象に学校法人というのが、認定こども園をやっているところは、社会福祉法人を取りやすくなるといいますか、その辺のタイムスケジュールと法案とのリンクの仕方がよくわからないのですね。

ですから、ここに社会福祉法人というふうに限定して書くのは、本当にその法案と見比べて、実際に施行するときに、待っていることなのかどうなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

会長

ちょっと質問の趣旨がまだ理解できていないのですが、今、府中市のこのガイドラインというのは、府中市市立の保育所を市が直営するのではなくて、民間の様々な団体・業者さんに一部ないし全面的な運営をお願いするというためのガイドラインですね。そのとき保育所ですから、2つ、3つ、案があつて、社会福祉法人に限るという場合と、いろんな業者さんですね、株式会社を含めた、を含めるという場合と、それからNPO法人等、様々な法人も含めるという場合と、その中には当然、学校法人も入っているのですね。それで学校法人は、ご存知かわかりませんが、学校法人が保育所を運営するという事は、条件さえ整えば認められるわけです。それで、社会福祉法人が学校を経営することは認められませんが、ただ、この社会福祉法人だけに限定しているというのはひとつの強い選択なのですね。他のところは認めないということですね。

そういうふうにガイドラインがつくられたその経緯は、私はよくわからないのですが、それに対して、これから、子ども・子育て関連三法というのが施行されて、施行というのは8月22日から施行されているのですが、あれを具体化するためには7,000億とか、1兆円のお金が必要なので、それを、消費税値上げ分を充てると決めていますから、消費税が値上げされない限り、実際には動き出さない。そのための諸準備というものを2、3年かけてやってほしいと。国は来年の4月から子ども・子育て会議というのを開いて、そこでどういうふうにお金を使うかということだとか、単価をいくらにするだとかということについて議論をする。ひいては受け皿としての市町村で、それを受けたときにどういう新しい子ども・子育て支援システムというのをつくっていくのかということについて、市町村の子ども・子育て会議をできたらつくってほしいという、そういう構造になっていて、例えば、そういう中に、ここのひとつの保育所が民営化されて、新しい子ども・子育て三法下の保育所になるといった場合に、保育所の場合は、その、なんていいですか、認定こども園に移行する義務はもうほとんどなくなったでしょうからね、ですからその保

育所のままであった場合には、保育所の場合、私立の保育所だった場合には、今、例えば、申し込みだとか、お金を取るというのは実は市がやっています。これは変わらないのですね。そのままなのです。それはまたちょっとややこしくなりますのは、公立の場合は、そうではなくて、親のほうで直接申し込みに行く、直接契約的になりますけども、私立の場合は、市町村がやらなければいけない。やってくれというような、法律にそう書いてあるのですね。なんともややこしいことになると私なんか思っていますけども。

そういうふうになった、民営化された園が、例えば、認定こども園に手を挙げたというふうになった場合に、認定こども園は運営することもできる。その民営化する主体が社会福祉法人でなければならないという積極的な理由はないですね。学校法人だって同じことができるようになりますね。だけど、まあ、ここで、これをつくったときにはね、あまりそういうことは問題になっていなかったかもしれないけど、9月につくられたということですから、そのあたりは、学校法人は今回、特に念頭においていないというのに、積極的な理由はあったのでしょうか。

事務局

子ども、ガイドラインをつくる際に、ひとつの視点として、運営上、ランニングコストですとか、施設の改修等々について国の補助金が出るという観点がございます。これにつきましては、現在の制度ですと、社会福祉法人であればあらゆる補助金が受けられるという視点がひとつあります。それを重視して社会福祉法人の位置づけということを勘案して、社会福祉法人を積極的に選んでいくというのが第一義的な理由でございます。

会長

交付金のようなかたちで、実は今、国のほうで継続している、安心こども基金というのがございまして、これは保育所の子育て支援事業と、保育機能を高めるために使うお金ということとして、実際は保育所が建物の建て替え、増築するといったときの補助金として使われているわけです。たぶんそれは社会福祉法人でないと手を挙げてももらえないという判断でしょうかね。

幼稚園は、本当にややこしいのですが、幼稚園は学校でして、つまりお金を扱っているのは文科省なのです。そのために教育関係の予算、教育施設の拡充予算というかたちでくるので、福祉施設の拡充予算とは出所が違っているのです。それで今、市の説明では、今、子育て支援、その他を国が必死になって進めなければいけないというので、そういう福祉関係、児童福祉関係の予算というのは非常に取りやすい。社会福祉法人だったら正当性があるからといって手を挙げても出してもらえると。だけど、それが学校法人だったら取れないと考えたのですかね。

委員

幼保一体化にする場合に、財源の一元化という話があったと思うのです。それで内閣府が一元的に所管をして、新幼保連携型のこども園ができれば出すということですから、社会福祉法人でなければ出さないというふうには、ないというふうには私は理解しているのですが、ですから厚生労働省とか、文部科学省とかではなくて、幼保連携型の新しい認定

こども園には内閣府から出てくる。それを、市町村を通して施設給付型で出るという話があれば、再度申し上げますが、私の園がどうこうということではなくて、学校法人を入れないというのは、いろんな意味で片手落ちではないかというふうに思います。

会長

はい、お願いします。

事務局

若干先ほどの話に補足をさせていただきますけれども、公立の財産というものがござります。ガイドラインに載せてありますが、建物、土地というものがございまして、これを引き継いでいく場合に、私どもの認識では、学校法人さんには無償で引き継ぐことができないというふうに認識しています。その点について補足でご説明させていただきます。

それから認定こども園について、視野に入れて、引き継ぎ後に認定こども園として運営する可能性というような趣旨だと思いますけれども、現在、私どもは子育て支援の充実ということで選択肢を諸々考えておりますけれども、認定こども園の今後を考えるに当たっては、現状では保育所が私ども子ども家庭部、幼稚園につきましては教育委員会ということで別々のところが所管しております、その2つのところで新たな認定こども園についてのあり方等を検討していく、その先に認定こども園を市としてどうしていくかという手順を踏んでいく必要があると思っておりますので、ただいまのところでは認可保育所をどういうふうに生かして子育て支援を充実させていくかという話の中で考えていくということです。

会長

今、2つのご説明があったのですが、福祉施設である市立の保育所を民営化して、委託をするという場合に、福祉施設を福祉施設として使う団体でない限り、その資産はそのまま委譲はできないという、これはそういう決まりがあるわけですね。その辺は私も少し調べないといけない、これは例えば企業が民営化したところを受けたときにもやはり同じことがいえるのですか。全国にたくさん民営化した園を、民間の企業が、子ども関係の仕事をしている企業というのはたくさんありますよね、そういうところが委託をして受けてやるときに、その施設は引き継いでいないのですか。校法人は駄目なのですか。

委員

私もいろいろとまだ理解していない部分が多いのですが、市立保育園を民間委託した場合に、子供を預ける親御さんから戴く保育料は現状の公立・私立に関係なく所得に応じて決まっているようですが、民間委託になってもそのまま同じ制度で行くのでしょうか？

その対極にある保育士さんの給料は、公務員給与みたいに、学歴・経験年数などで一律に決まっていくのでしょうか？それとも受け入れ先によって変わるのでしょうか？これも大きな問題だと思います。例えば幼稚園が保育所を兼ねるとき、幼稚園の先生と保育士さんが同じ学歴・経験年数だったら、同じ給与体系でいくのか問題です。

学校法人の場合、大学、高校、中学、小学校、で給与体系が異なることでしょうし、学校ごとにも差があります。大学の先生でも待遇が良い先生もあり、またうちはあまり良くないと言う話も良く聞きます。

私の根本的な意見としては、私立の保育士さんの給料が非常に安すぎると言うことです。市立の保育士さんは長くいられるけれど私立の保育士さんはあまりいられないと言うことは、給料の間に差があるからでしょう。その辺が大きな問題だと思います。民営になった場合、給与体系はどうなっていくのでしょうか？それぞれの経営者に任されるのか、ある程度、規制があって決まっていくのかと言うことが非常に大きな問題のような気がします。

会長

私立の保育所の給与体系、ある程度、国で定められたものがあるのですか。

委員

民間保育所の給与体系ですが、昭和 47 年に公私格差というものがありました。美濃部さんの時代です。そのときに現場の民間の保育士が。

会長

公私格差是正ですね。

委員

そうです。それで多少なりとも公務員給与に近づくための差額を簡単にいうと出していた。それが平成の 10 年代になりまして撤廃されました。そして法人各自の給与体系をつくりなさいというかたちになりましたので、各法人はそれぞれ、給与・賞与は、私は違っていると思います。

委員

私立の保育所も、もうそれぞれ任されているわけですか、現状。

委員

そうです。法人に任されておりまして、法人が給与体系をつくっております。もちろん東社協という団体がございますので、その給与表をもとにしてそのまま使っている法人さんもあるかと思いますが、各自が給与表は作成するよということ、公私格差是正が撤廃になったときにそういうふうなかたちに変更しております。

ただ、公私格差是正費が出たからといって、公務員並みの給与であったことは、ありませんでした。

会長

今は市とか、そういうところからの指導で、各法人はきちんとした給与体系を職種に応じてきちんとしてつくりなさいと。各法人はそういう給与体系をつくっていると思うのですが、

それが一律の職種に応じた基準をやっているわけではないというのが現状だと思います。

市にお伺いしたいのですが、以前、公私格差是正というので、東京都から出ていたのですね、あれは。今、国からは公私格差是正というのは一切出ていないのですか。

事務局

子どもが私立保育園、運営費をお出しするときの要素としては、民改費という言葉を使いますが、国の人事院勧告等を踏まえて、多少その民間さんの給与を是正するような趣旨も含めて、補助金、運営費の中で要素として、基準がございます。

会長

東京都、各自治体が出していた、その公私格差是正のあれは、現在の石原都政になってから撤廃されてしまいました。そのために保育所の運営がすごく厳しくなったわけですね。

ただ、正確にはわからないのですが、今、厚労省が主導して、民間保育所の職員の給与を上げるというための施策を練っている。それはどの費目でやるかといったときに、公私格差是正の費目を充実するというので今やっていると私は聞いているのですね。

ということは、国のほうでも公私の給与是正ということについてはある程度、現状でもやっている、大した額ではないかもしれない。それをぐっとあげることで、できるだけ公立の先生の給与と民間の先生の給与を近づけるというふうにやって、そのために今の子ども・子育て三法で7,000億円だとかなんか、きましたね。そのお金をそっちにどのくらい使うかという辺りを、少しをやっているという話は聞いているのですね。だから多少、給与格差は縮まるという可能性はありますね。

委員

そういうふうに補助金のほうで、補填していこうというような政策というふうに考えていいわけですか。

それでもうひとつ、私、市立の保育関係の先生が、今度民間委託になった場合には、職種変更するというお話になっているわけですね。その原因はやはり給料の問題ですよ。そういう今、プ私立の保育所も、それから市の保育にたずさわっている方は、それなりの教育、保育士になるための大学を出たり、専門学校を出たりしてなって、自分の生涯の仕事と決めて入ったにもかかわらず、そういうふうになる。市立の保育士さんは他の職種にいかなければいけない。それは公務員の給与を維持するためにはそうなるというのは、僕は非常にそういう人たちにとっても心外ですし、それから私立の保育教育にたずさわっている方も、早くやめなければいけないなんていうのは、これは非常に今、男性の保育士さんも、女性ももちろん同じなのですが、やはり食べていけないから職種変更するというのは、これは非常に根本的に大きな問題があるような気がするのです。それはここで議論することとか、もうちょっと大きな問題、それこそ政府のすることかもしれないけど、その辺を根本的に考えていく必要があるというふうに、僕は最近つくづくここでいろんなことを勉強させていただいて思います。

会長

これは自治体によって違うと思うのですが、公立の保育所を民間移管するとか、委託するというかたちになったら、そこでもともと働いていた公立の保育所の保育士さんたちは、一応その職場を離れなければいけなくなりますよね。その人たちをどういうふうな仕事にまわしていくのか。これはもちろん首にはできませんからね。それで市のどこかの部門にまわしているのですが、それを保育所ではないけれども、新たな子育て支援関係のようなどころについてもらうとか、そういうふうな様々な、それは自治体ごとにやっているのだと思うのですが、ちょっと予定では、もし民営化した場合に、府中市としては、公立保育所を離れた人たちにどういう仕事に就いてもらうというふうに大体予定しているのでしょうか。

事務局

基本的には引き続き子育て支援の充実のために、今までのノウハウを活用して従事してもらいたいというふうに考えております。それが今後、公立保育所が新たに担っていくところに配属になるのか、市全体でそういう趣旨に沿った職場になるのかということは、具体的などはこれからでございますけれども、基本的にはそういう考えで今後も人的資源として活用していきたいというのを基本に考えております。

会長

たぶんこの協議会は、本当はそこまで議論しなければいけないと思うのですね。府中市の子ども子育て環境をどう良くしていくのかということが大きなテーマですよ。差し当たり今はその民営化のことをやっていますけれども、もっとこういう施設をつくらなければいけないのではないかとかというようなことについていろいろ議論し、提言していく。もっとこういう施設がないとやはり安心して子どもを産むような話にならないという、例えば、公的な施設、公立施設で新たにこういうものがやはり必要なのではないかとかというようなことがあったときに、その仕事はだれがやるのか、それだったら今の公立の先生方にまわってもらうとかというような議論になると非常に合理的ですよ。

もちろんそれはお金がかかることですから、簡単にはいかないでしょうけれども、だから本当はそういうこともセットで議論をしたほうがたぶんいい。公立をやめてもらうわけではなくて、全体としてはむしろ底上げされたのだというふうにしないと、私たちが議論する意味があまりないという気がするのですよね。どこまで今回できるか。

今のご説明では、なるべく関連したような仕事にまわっていただくという予定でいるという話でした。

委員

給料が市も、私立も全く同じだったら、もう素直に今度、民間委託になったほうに先生として移管できるはずですよ。だから本当に子どもと接してこれからも、そういう仕事でいきたいというふうな、それが本来の僕はあり方だと思うのです。ただ、それが、あくまでもお金に関わる問題ですから、やはり、近づけるべきだというふうに私は考えます。

会長

その他にガイドラインについて何かありますか。

委員

さっきの話が中途半端な気がするのですが、土地の無償貸与条例というのを府中市がつくったのはいつだか知りませんが、その無償貸与条例をつくったときには、認定こども園なんていう発想は全くなかったのですよね。そうすると、今、このように公立で認定こども園というのができてきて、保育所と幼稚園が一体化したような施設が、国が推奨されるかたちでできているのに、その中に学校法人を入れないというのはおかしいと思うのです。

少なくとも株式会社を入れるか、入れないかというのは市のご判断もいろいろあると思います。ご意見もあると思いますが、社会福祉法人がよくて、学校法人はいけないという、明確な理由がわからないのですね。すから、これはガイドラインとして、もしなざるのならば、もし入れないのなら、私は反対です。

会長

ガイドラインそのもの、それに則ってやるということですので、何かご意見を。

事務局

再度お話がございましたので、確認で申し上げさせていただきます。今回につきましては公立保育所を保育所として民営化していくという区切りをさせていただいたというのは、先程お話をさせていただきました。その辺の事情についてはご理解をいただきたいと思いますが、公有財産として公立保育所の建物がございまして、この公有財産を引き継ぐにあたりましては、先程も申し上げましたが、現状の法律の中では社会福祉法人か、NPOに限定をされているという事情がありますので、今、私ども想定しているフレームの中では社会福祉法人、引き継ぎ先として社会福祉法人という限定になってくるというのが一点ございます。

それと合わせて、運営については、平成12年の規制緩和以降、委員がおっしゃるように学校法人等々についても認められるようにはなっておりますけれども、いろいろな国の補助金におきまして、簡単に申し上げますと、様々なすべての補助金を受けられるのは社会福祉法人ということがございますので、この辺を勘案して社会福祉法人というふうにさせていただいているところでございます。繰り返してございますけれども、再度確認で申し上げます。

副会長

実は、ここにいらっしゃる委員のみなさんのスタートラインが少し違っているような印象を受けております。先ほど、お話がありましたけれども、民間活力導入は本年度4月に決定されているというお話がございました。それは市として、もう決定事項となっているのですね。それはみなさん、ご納得の上で、ここにいらしていると理解してよろしいのですよね。

それで、先ほど委員がおっしゃったように、前回一気に議論が進んだかのように、公立保育所…市立保育所の意義と、私立保育所のありかたを巡っていろいろなご意見がでまし

たけれど、このままお話を進めていって大丈夫でしょうか。みなさんのスタンスを確認させていただければと思います。

それから、委員からご質問がありました点が気になっております。「子ども・子育て3法」との関係性です。

確かに、ガイドライン（案）のディテールを考え始めますと、なぜ運営移管先を社会福祉法人に限るのか…学校法人は除外するのか…など、検討確認すべき点はいろいろあるかとも思われます。ですが、民間移管の取り組みの流れ等も考え合わせますと、「移管の2年前に対象施設を公表し、時間をかけて移管先法人を選ばせていただいて、移管を進める」、そのスケジュールと、「子ども・子育て3法」の実施開始予定と時期が重なってくることになりませんか。時期的に、移管の取り組みと、「子ども・子育て会議」の取り組みが重なっていることになりそうです。その点については、どのように市としての計画をお考えでしょうか。

事務局

現在、私どもでは当協議会に3つの所掌事項をお願いしております。これは主体的に市の事情を勘案して、今後の保育行政をどうしていくかということを見定めていきたいと思っております。確かに子育て三法が27年度からあるということで、これは法的な枠組みの中でいろんなことを市として考えていかなければいけないということになると思っておりますが、ただいま申し上げました今後の府中市の保育行政のあり方というところの主体的な考えを持ちながら、法令に沿った枠組みとのすり合わせをして、今後、保育行政の運営をしていきたいという趣旨でつながりをもっていこうというふうに考えております。

会長

委員がおっしゃっていることは、こういうことなのだと理解していただきたいのですが、確かに今の公立保育所は市の所有物ですよ。それを今までいろんな補助金を得てつくってきた。それは福祉関係のお金と、市の税金と、それを土地は無償で譲渡し、建物はそのまま譲渡するという、そういうかたちになっていて、さらにそこに様々な補助金があがっていかねばいけないというので、保育所であれば、社会福祉法人が運営したら非常にもらえやすい。ところが、国のほうは保育所とか、幼稚園ではなくて、幼保連携型の認定こども園のほうに移行してほしいという、そういうのがいいと思っているのです。ですから両方の機能を持った施設をつくってほしいというのが今回の法律の趣旨なのです。

そうしたらね、幼保連携型の認定こども園になりますと、今までだったら認定こども園そういうのがあるのですが、幼稚園と保育園、別々のお金がきていますから、建物をちょっとつくっても、これは幼稚園からきた金なので、保育所のほうは使えませんよとかね、そういう阿呆なことをしていたわけです。これは福祉関係のお金でつくったものだから、悪いけども幼稚園の子どもはちょっと使えないですよというふうなことで、最初は部屋もきっちり分けているというような阿呆なことをしていました。

そういう使い勝手の悪さをなくそうというのが今回できた認定こども園の改定なのです。それで、要するに、書類とかなんかも全部一本でよろしいと。それからお金は、これは幼稚園、これは保育園なんていう、そんな使い方はしなくても、どちらでも使っても構

いませんという、そういうお金にする。それが趣旨なのですね。

そういうふうに、認定こども園になった場合には、たぶんね、公立の保育所でも、認定こども園になるといってすれば、学校法人が運営しても、それは使えませんというふうにはならないということです。つまり、今回の法律の趣旨というのは、学校法人であろうが、社会福祉法人であろうが、使い勝手は変わらないというようなお金に変えますというのが趣旨ですから、さっき言った説明は、認定こども園については当てはまらないということなのですね、たぶん。

そうだとしたら、民営化に手をあげてというところが、社会福祉法人しか駄目だというのは、学校法人に対するある種の排除につながってしまうのではないかというのが、だから学校法人が手をあげた場合は、認定こども園に移行するという条件をつけなければいけないのかもわかりませんが、あるいは認定こども園だったらもう区別しないというのだったら、その段階で学校法人が保育所を運営するということがもっとやりやすくなる可能性もあるのですね。

それはまだ細かいことは決まっていないと思いますが、積極的に社会福祉法人でなければならぬというふうに説明をできなければいけないということがちょっと今、問題になっているわけですが、委員はそれで、ここはちょっと少し変えたほうがいいのかというご意見で、それはもう変えられますかわかりませんがね。

事務局

私どもが考えているもう1つの要素について少し触れさせていただきたいと思います。今回この民営化を行うにあたりましては、ガイドラインでも示していますけれども、全体にかかる考え方としましては、現在の公立保育所が行っている保育サービスについては必ず同様以上にやっていただくことがひとつあります。それともう1つ、民営化するときに必ず配慮しなくてはいけないこととしまして、子どもさんへの負担を極力少ないようにして引き継ぎをしなくてはいけないということがあると考えております。

そういう児童処遇の点を考えますと、移行先の保育所なりが、また新たなこともやっているような内容で引き継いでいくということは非常に子どもにとって戸惑いとか、諸々の弊害が心配されるというふうに思っておりまして、そういう点を含めると、ひとまずのところは現状の認可保育所ということで、同じ環境を子どもたちにつくってあげる必要があるだろうということが非常に大きな要素として今回の民営化については考えておりますので、その辺についても1つの要素としてご理解いただければというふうに思います。

会長

ガイドラインの3ページに「募集条件」というのがございますね。それで、「ア 基本的条件」というところに9つの条件が書いてあるのですね。これは基本的に今やっている公立の保育所のやっている中の、全部引き継げということなのですね。かつ、すすく（障害児保育）もやりなさい。それから⑥、子育て支援だとか、子育て交流事業もやりなさいと。それからアレルギー対策もやりなさいと。それから特別保育事業も協議のうえやれとかたちで、こういう、ある意味では公立の保育所というか、保育所として、できるだけここまでサービスを広げてほしいということについて、全部やっていただきたいという

のが募集の条件になっている。そういうことを考えたときに、これをやり切れるのは実績のある社会福祉法人でないと無理だろうという、そういう判断が入っているというご意見ですよね。

ただ、民営化に手をあげたところで、こういう問題があるのですよ、選定するときに、学校法人が手をあげたとしても、選定条件の中にこれだけのことをやれますかと、学校の法人の中でね。例えば、0歳児、乳児保育もしなければいけない。率直に言って、厨房までつくらなければいけない等々、学校法人とか、給食をやらなければいけないということで、今までの経験がないとかというようなことで、食育なんか、やっていかなければいけないとなったときに、学校法人が応募してくださったけれども、選定するときにはやはり社会福祉法人のほうが実績があるだろうとして選ぶことはあっても、応募することができないというのは、排除するということがそもそもおかしいのではないかというふうなご意見ですかね。つまり権利をはじめから、学校法人の中でもそういう、保育の経験を積み重ねた学校法人があれば、当然、入ってもいい、権利は、そういう話になります。

事務局

大変いろいろ活発に議論をいただいて有り難いと思っております。この件につきましては少し、資料3で、ガイドラインについてのパブリック・コメントのご意見、それから市の考え方というところをご説明させていただくと少しまた議論が広がっていくかなと思えますので、そちらの方向に進めさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

会長

今のことは、このパブリック・コメントにかかわってきますので、ではパブリック・コメントについてちょっと説明していただいて、もう一回議論したいと思います。

(※ 資料3「パブリック・コメントにより寄せられた意見の概要及び意見に対する現状の市の考え方(案)」1式 説明)

会長

ありがとうございました。今のご説明と、ガイドラインをあわせて少しご意見をいただきたいと思えます。

委員

先程の業者のところでもちょっとご質問したいのですが、2ページの「運業者」のところ、保護者の意見ということで、社会福祉法人ということが出て、ここでは、先程話が出ていました学校法人というのは保護者の頭にはないと思います。たぶん株式会社のことをいっているとか、NPO法人のことをいっているのだと思います。それは駄目だというふうにいっている。

実は、府中市には株式会社の認可保育園は3園ありまして、ここでちょっとお伺いしたのは、なぜというのですかね、質が現実には株式会社が低いとか、何を心配されているのかというのが、市のほうで何かこう、つかまれているのかというのはありますか。どうし

て保護者がこういうふうに、たぶん私は、株式会社は駄目だといっているのだと思うのですが、その辺で現実はどういうことなのか、もし想像できることがあったらお話していただきたいのですけど。

例えば、経費のほうで、やはり株式会社ですから配当とか、そういうものにお金が出て、いわゆる保育経費が減るのではないかと、それによって質が下がるというような心配をされているのかというふうに思うのですけど、どうでしょうか。

事務局

今のところの部分、これまでもかなり保育の質というところがいろいろと取り沙汰されてきたと思うのですが、やはり株式が、やはりその保育の質を保つ、要は、保育をだれがするのかというと、当然、人がするというお話だったと思うのです。

なかなか一概にその保育の質というものを言葉で、ちょっとここで並べるとするのは、前も、会長もそういうふうにお話をされていましたが、なかなか数字で表すものでもございませんし、表せられないものだというので、基本的にはたぶんその保育の質を保つものは人だということ、要は、保育士の質だということになるのだと思うのですが、それを若い年齢の、低い給与で雇った若い保育士が質を保てるのかどうかというところが、これは私たちが考えているというよりも、全国的にやはりそういうような捉え方がされているということだけではなくて、決して株式が保育の質を保てていないのかというと、当然、子どもも認可保育所を開設するときに、株式会社の審査をしております。当然、認可をされるということは、国と市がきちんと認めたということになりますので、決して株式だからといって保育の質が保てないということではないのですが、俗にいわれる、保育の質を保つために、やはり若い人たちだけでは保育の質は保てないのではないかという話があったり、そういうところがあって、株式会社は入れないでほしいという思いがあるというふうには考えておりますが、決して、府中市も3カ所、株式会社に認可保育所を運営していただいておりますが、きちんと保育の水準を保っていただいていると思っておりますので、決して株式が駄目ということではないのですが、保護者の中にはそういう、やはり保育の質が保てるのかどうか、潰れてしまうのではないかと、営利目的ではないかというところをご心配されているのではないかとこのように分析をしています。

会長

基本的にはその民間機関がするという方向で、市の方向は決まっているのですが、そのときにどういう条件で、それが府中市の保育環境の改善につながるようなやり方にしていただきたいというのが、そのために一体どうすればいいのかということですね。

市立の幼稚園の民営化というのは全然テーマになっていないのですか。

事務局

公立の幼稚園につきましては、幼稚園という限定ではございませんが、府中の公共施設全体のあり方について、今検討が行われて、その中で公立の幼稚園についてもある程度の方角性と、それに基づいた検討というのがこれから出てくるようなかたちになっています。

会長

全国的には公立の幼稚園を廃園にしてというのが流れになっていまして、実際、ニーズもすごく減ってしまっているということが多いのですね。定員の3分の1、4分の1ぐらいしかないところが多くてですね、効率が悪かったりということがあるのですが、特にそうでなければ。

委員

公立の幼稚園の件に関しては、前々回の会議あたりでちょっとお話しましたが、府中市の行財政改革検討協議会かなんかでは、もう廃園の方向性がはっきり出ましたが、廃園にしていけないだけだというふうに捉えています。ご存知かと思いますが、三多摩では府中と日野だけです、公立の幼稚園があるのは。それで公立幼稚園の保育所は月額1万円です。私立の幼稚園の東京都平均は2万7千円ぐらいといわれています。補助金の差はあるにしても、公立幼稚園が増えたという話は聞いたことがありませんから、同じ土俵だったら絶対に負けません。

会長

今回のこの委員会は幼稚園のこと、全体がどういうふうになっているのかということを見越した上で、公立の保育所の民営化というのをどう考えていけばいいのかというのを少しいただきたいと思います。

委員

学校法人のことは納得しませんが、聞きます、今のところは。それで会長の見通しも伺いたいのですが、これからどんどん少子高齢化が進んで子どもが減るのではないかという見通しが全国的にあるかと思いますが、そういう中で保育園や幼稚園の再編というのはあるのではないかということがあるのですが、民営化したときに絶対に保育園でなければいけないという縛りというのは、このままでとついているような気がするのですね、ガイドラインが。でも多様な施設としたら、もう民営化した人たちが、社会福祉法人だとしたら、社会福祉法人がこども園にしたいとか、地域の実情としてそうなのだというようなことも当然あり得ると思うのですが、このままのガイドラインだと全く考えていないので、再度申し上げますが、子ども・子育て関連法案ともう少しリンクをしないと、将来的にはちょっと不備が出るのではないかなと思います。

会長

今は主に民営化がテーマになっているけれど、その次のステップがまたくるだろうと。おっしゃる通りで、率直なことを申し上げますと、このままでは10年後には幼稚園は半減するだろうと。もうもたない。ぎりぎりのところで勝負している幼稚園があまりにも多い。20数年前は、幼稚園に通っている子どもは240数万人です。現在、幼稚園に通っている子どもは160万人です。80何万人減ったのですね。ということは、定員が200数十名でやっているところが今160人でやっているということですかね。これがやがて120万、100万と減っていくのですね。そうするともうぎりぎりの、寸前で頑張って、園長さんの

中にはしばらく私の給料は返上でやるというところさえあるのですがね、それでもさらに減っていきますと、もうやはり潰れるしかないということで、今、13,000カ所ぐらいありますけれども、10年後にはもう10,000を割るのではないかとというふうにいわれています。

実は、これはどうみても子どもの数は減っていきまして、30年後には現在の子どもの数の半分になるという大体予想なのです。今、110万人ぐらい産まれますけれども、それがもう50万人ぐらいしか産まなくなくなって、50万人しか産まなくなると、これはどう考えても半分以上なのです。その大きな影響が始まるのが大体10年ぐらいのちにですが、そのときに実は同じその影響を受け始めるのが保育所なのです。今、待機児問題とかなんかで保育所というのは、なんとか増やさなければいけなくなっていますが、10年後からは今の幼稚園と同じことを経験するようになるのが保育所で、どんどんがら空きになっていく。あちこちで過当競争になって潰れていく。

ですからそこまで見越しますと、それで都心部の中央、港区なんて、もっと、今のつぼビルが、いっぱいマンションができていくから急速に増えているのです。僕ちょっと港区の保育もやらされたのですけれども、平成29年まで、わっと増えて、そのあと、わっと減っていくのです。保育所をつくってもね、公立ではとてもつくれないわけですよ。つくっても、あと減って行って、それで、がら空きの施設のために税金を使ったのかということになりますから、その辺はフレキシビリティの高い対応をしていかなければいけなくなるというわけですよ。

そう考えますと、私の個人的な考えですけども、社会福祉法人が今は保育をやっていますが、ただどもどんどん逆に増えていくのは高齢者なのです。そうすると、高齢者が孤立して、知らないうちにあちこちで孤立していたというまちはつくりたくない。高齢者がみんな元気で、まちの中で生活しているのというようなところ、そういうまちをつくっていくということになると、その拠点というのはどこにつくるか。学校というのはどうも、だとしたら気楽にこう、なんていうか、みんなが参入できる、幼稚園とか、保育所というところが一番いい場所になっていくだろうと思います。それから僕なんかは個人的には、子どもだけを対象としないで、地域の様々な、特にお年寄りなんかでそこで元気になるような施設を上手にイメージしたところを。

そうすると、その社会福祉法人であるというのは便利なのです。高齢者のためも、障害者も、全部やれますから。そこでは学校法人では無理なのです。だから、私は、両方、条件が合ったら、どちらの法人も取れるような仕組みというのをつくってあげたほうが。ただ、そういうふうな見通しがあるものですから、ある程度、待機児問題が解消したときには、今度はせっかくつくった保育所が少しずつ空いていくわけですね。そうするとまた、なんていうか、今度は減らす、というよりは、せっかくつくったものを有効利用するための次の戦略というもの、お年寄りが元気に暮らしているというまちにしていくために資源を最大限に使う戦略を立てなければいけない。次のステップです。

それはそれとして、市の対応あたりで、何かご質問はないでしょうか。副会長、横浜のその民営化の選定、ずっと長くやっておられて、こういう事情に一番詳しいのだと思いますけど、このガイドラインと、コメントに対する市の対応、私は率直にみて、全国のいろんな今までの民営化で苦労してきたやつを一番上手に反映しているという、ある意味では一番良くできているガイドラインだという感じはいたします。やはり前のやつ、親は自分

が行っている保育園が一番いい保育園だと思いたいわけですね。民営化して新しい業者がきて、その業者がたとえ評判が良かったとしても、どういうふうにしてくれるか全然まだ未知数ですよ。それで前の親しい先生がいなくなってしまうかなんかで、子どもも不安、親も不安で、そういうときに一番、基本的には前と同じようにやってくれることなのです。だから少なくとも1、2年は、行事も何も同じようにやってほしいというか、前は気楽に話していた先生が、若い先生だと気楽に話しにくいとかなんとながあって、民営化するというのは子どもにもちょっとショックだし、それから親にとってもやはり一番これは緊張が続く。だから、できるだけ早く緊張をほぐしてくれて、ざっくばらんに本音で付き合えて、ああ、この先生たちもいい先生だと早く思いたいわけですよ。でもそういうふうにもっていくためには、今までと全然違う保育をしていた人たちが、がっつやってきて、前と同じ保育をしてくださいといわれても、そう簡単にできるものではないです。

ですから、その引き継いで、何年間か前の先生がいて、一緒に計画を立てたり、前はそんなことをやっていないから、急にやったら親御さんというのは戸惑いますよとか言ってくれたりとか、そういうことを丁寧にやっていかないと、やはり利用する親に対して不安を与えるだけなのです。

だからそういうことを含めてこれを見てみると、今までの経験はかなり反映している。それは親御さんの気持ちを考えたら当然ですね、こういうふうに。これでまだまだちょっと欠けているのではないかと、そんなことがあったらどんどん出していただきたいと思うのですけど。

委員

私が前から行っている保育所の誕生日会は3月までの予定を載っているのですが、そこで感心していますのは保育士の先生方が皆さん一生懸命やっていることです。園長先生は年配ですが、ベテランと言っても40前後の主任さん二人を筆頭に若い人たちが皆さん熱心にやっています。先日の11月の誕生日会は、若い二人の男性保育士さんが担当でしたが、特徴のあるゲームを子供達に見せていました。でんぐり返しをしたり逆立ちをしたり、ベテランの先生や女性の先生ではあまりできないことをして、子供達は大喜びでした。

私が感じていることは、保育士さんが一生懸命やっている態度と子供達が嬉々として保育園に通っていることです。このようなことを目の当たりに見ているので、それを、例えば学校法人のような、もうちょっと上の子供達を対象にしてきた人たちが何もノウハウが無くてやっていけるのか懸念されます。ですからここで規定されている社会福祉法人に限定していいのではないかと、漠然とした意見ですけれど持っています。

会長

まだご意見を言っていらっしゃっていない委員の方々、簡単なご質問でも結構ですから、大体のこうイメージとして掴んでいただきたいと思いますので、どうぞ、お願いします。

委員

私が今、勤めておりますのが、母子生活支援施設という国の事業で、母子生活支援施設はもう平成に入った頃から公立公営が、私立公営に代わり、今はすべて私立民営に代わって結局、その中で今、公立というかたちで市町村単位ではなく、もう東京都全域から受けなさいというかたちに変ってきているという流れは、もうこれは変わらないかなと。

その中で今、始まったのが、そのサービスの違いによる淘汰ということで、今、これから東京の母子生活支援施設、今、まだ38ぐらいありますが、毎年、1つ、2つというかたちで減っていくのが現実で、全国の母子生活支援施設も、一番多いときで650程度ありましたが、今はすでに280ぐらいまで減りましたので、やはりそれはもう現実として今の時代に合わなくなれば、そういうところもやらなければいけない。

それでここに書かれていることは、母子生活支援施設がやっています、私どものしらとりも現実的に子ども家庭支援センターをさせていただき、今は子育てサービスとしてトワイライトとか、ショートをさせていただいている施設ですので、ここに書いてある地域の皆さんに必要なものをどうやってつけていくか、またやれるものが何なのかという、そういう選択、そういうものは自分のところで考えてやらざるを得ないのかと思っております。

会長

680いくつが280に減った、その理由は何ですか。

委員

母子生活支援施設、一番大きかったのは、戦後の収容というところがありますので、非常に大きかったのは昭和30年前後のところが大きかったようです。それで時代が変わって、その方たちがいなくなり、今、現在は、ご承知のように、虐待とか、DV。

会長

DVのシェルターですよ。

委員

はい。そこのところが一番多くて、ただ、その中でもやれる部分と、先程申し上げた、同じ市町村の中でのDVではなく、そのために広域をしなければいけない。そうするといろんな方たちがいろんなかたちで入ってこられるというところの中で、自分たちのやれる範囲がどんどん広がっていったり、やらざるを得ないことがたくさん増えてくる。そこをどう対応するかというところで、うちの中にも、母子生活支援施設の中の施設内保育というのをもちました。昔は全部、地域の保育所に出していたのですが。

会長

おっしゃる通りで、ニーズがものすごく多様化してきて、従来のかたちでつくられたものが、すぐにそれだけではやっていけなくなって、新しいニーズに対応しなければいけなくなる。これはどんどん起こってきます。これから高齢者とか、あとDVの被害もひどいものになっていますけど、その支援というのはなかなかかかったと思います。

そういうことを考えたときに、ある種の臨機応変性ということと、原則性と柔軟性とい

う、この2つ兼ね備えたようなものにならなければいけないのですね、その施設がね。民営化するというふうなことは、そういうことをきちんと担える業者にやはりやっていただいて、公立の場合、なかなか動きにくいところがあって、もちろん公立だって本当はそうしなければいけないのですよね。やはり縛りが強いわけですよね。そういう意味で、民営化するというのは逆にすごく利用者にとっては利用しやすくなるようにならないとあまり意味がないのですよね。はい、どうぞ。

委員

府中市さんにちょっとお訊ねします。この「基本的条件」の中に、非常に素直な質問ではない質問をさせていただきます。

2番の「すくすく保育（障害児保育）を実施すること。」というふうになっていますが、今、民間は1歳あるいは0歳からの障害児保育を受けていますが、公立さんのほうは幼児だというふうに認識しておりますが、この「基本的条件」は、民営化になったときは、いわゆる公立並みに幼児だけを受け入れるということなののでしょうか。

事務局

ここに書いてありますのは、対象となった公立保育所と同様の保育をしていただくということですから、基本的にはおっしゃる通りです。

その続きと申しましょうか、⑨のところで、「概ね2年以内に特別保育事業を市と協議のうえ実施する」というようなことがございますので、これはより充実を図っていくという方向性があれば、協議をして、さらにその法人さんがより良くしていただくということをさまたげるものではないと考えております。

会長

時間が迫ってまいりましたけれども、だいぶイメージは湧いてこられましたか。

委員

税金なんかはどうされるのですか、単純な質問なのですが、固定資産税とか、そういう市に入るお金はないのでしょうかね。

事務局

はい。これは文字通り無償ですので、すべて市に入るお金はございません。

会長

そういう条件で、やっていただきたいということなのですよね。

実際は、民営化して一番戸惑うのはまず子どもなのですよね。それから保護者です。それで、そういう人たちができるだけ早く落ち着いて、新しい環境の中ですくすくと育っていただくための、様々な予想されないトラブルがしょっちゅう起こりますが、そのときに一番大事なのは、実は市の職員の働き方なのですよね。その間に入って、意見をよく聞きながら、上手に調節していくというようなことがありますので、これ、実はやろうと

したら、市の職員が身を粉にしながら本当に動かなければいけないというような、そういうことを実は前提としているのだということを、これは市が頑張らないとできないのだという、そういうことだと思います。

民営化ということのもっているその意味だとか、これはすでに特定法人ですから、それを前提とした議論をしていますので、やる以上は、それによって子どもも、親も、かえってやはり利益が増えたというふうにするようにやはりしていただきたい。そのためにもいろいろなところからもう少し、私たちも進めなければいけないというところだと思います。

同時に、改めて、公立として残るところがどういう役割を果たしていくべきなのかということとは逆にもっと明確にしていかなければいけないということも出てきますかね。公立だからこそできるものというのをまたはっきりさせてほしいですね。

今日のところ、この2つの、大体、中身は、大体、理解できたかと思いますが、まだまだ後半のほうがありますけども、どうしてもちょっとこれは今日言っておきたいというご意見はございますか。はい、ではお願いします。

副会長

これは最後に会長が確認なさるのかもしれませんが、今後の見通しをちょっと今日の最後に伺えればと思います。年明け、一応、3回予定をしていますよね。それで今日、このガイドライン（案）の4ページ目の真ん中辺のところですね。「選定方法」の「エ」のところまでのことについて確認をいたしました。5以降はたぶん次回になるのかなと想像しております。だから5以降を最後までこのガイドライン（案）を確認して、これを、案をとって、この場でさせていくのか、それはそのあとどのような流れになっていくのかをちょっと市のほうに伺えればと思うのですが、そうしますと委員の皆さまもその流れを踏まえて、こういった資料を改めてお読みになって、年明けに備えていらっしゃるのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長

今後の見通しをうかがえればと思います。年明けに本協議会開催は3回予定されています。本日は、ガイドライン（案）の「選定方法」の「エ」まで確認をいたしました。次回は、5以降～最後まで確認し、「(案)」をとって「ガイドライン」として確定していくのでしょうか。

また、できましたら次回、本協議会の開催趣旨、各委員が担う点について、ご確認ください。

事務局

ガイドラインにつきましては、パブリック・コメントを実施しました。そして今、ご議論いただいております。ということ踏まえまして、今後、市が成案にしていくということでございますので、この協議会の中で成案にしていくという手続きは考えてございません。報告書いただいた中で、十分に参考にさせていただく中で、来年度の途中を予定として「今後の保育行政のあり方」を決定していくという手続きを考えてございます。

会長

この委員会の任務として、今まで議論してきたことを全部にまとめて、さらにやはり府中市の中にもこういう施設をつくるべきではないかとか、利用の簡便さのためにはこういうふうにすべきではないかとか、いろんなことをこれから書き込んでいかなければいけないのですが、そういうことのひとつの中で、機動性がいいといいますか、必要な保育体制ということがテーマになっておりますので、それでひとつは、民営化が出ていますけど、今度は逆に公立の保育園がどういう役割を果たすのか、それからさっきちょっと言いましたけれども、その公立の保育園ですけど、民営化でそこから離れていくような先生方、こういう支援を、ぜひやるべきではないかとか、そういうことを少し、皆さんで出したものをまとめて、それが市の方針、そのままになるかどうかわかりませんが、当委員会の意見として渡して、ぜひこの線をお願いしますという、そういうものをつくるわけですね。

ですから、自由に思ったところを出していただいて、今日、大事なことを出されたのは、やはり民営化して、平均的に給与が下がるということは、やはり働く人のプライドとか、誇りというのを奪っていきますよね。社会全体でみたら、やはりいい仕事をしている人はちゃんとした給与をもらうというのは本来の当たり前で、なかなかそうならない。その辺りについて、ある意味、なんていうか、給与が安くなった、それでも仕方がないという立場に立たないということが大事だというね、そういうことが、意見が出たということはいいことだと思っているので、具体的に何をやるかはまた難しいのですが、誇りある仕事にちゃんとした給与をという、そういうことを含めて、また様々なご意見を出していただいたので、また整理していただきたいと思います。

事務局

長時間有り難うございました。最後に、冒頭の委員さんのご発言の中に市の考えを出したほうが議論しやすいというお話がありました。なかなか会議の性質上、私ども市の考え方をなかなかこちらのほうでご議論していただくということができない性質のものではあるのですが、先程申し上げた通り、現場の私ども、机上で考えている事務屋と違まして、現場の保育士たちが一生懸命、今いろいろと自分たちがこれからどう変わっていくのかとか、そういうことをしっかりとこの5月からずっと議論をしてきております。そちらのほうをぜひ次回の協議会のほうで出させていただいて、そこで市の考え方も少しあわせてお示しをさせていただければというふうに思っています。

それとあと残りのガイドラインのほうをまたお示しさせていただきますので、残り7、8で、まとめというふうに考えています。

事務局

(※次回協議会開催日程日時及び場所の確認)

会長

公立の先生方が今どういう努力をされているかということですね、うったえるようなシステムをみんなで考えていきたいと思いますので、また皆さん、お願いします。それでは今日はどうも有り難うございました。

以上